

報告第二十五号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十三年十一月二十四日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	臨海球技場第一グラウンド改修工事	株式会社イチグミ 代表取締役 西野 輝彦	23.7.8 (167 日間)	円 303,450,000	今回 23.8.10	円 310,296,000(6,846,000) (2.3%)	建設発生土の運搬先を当初予定していた受入地から変更したことによる増